

転用許可申請のために必要な個別書類等

転用目的：資材置場

【取扱い方針】

- ・周南市農業委員会が作成した「資材置場等目的での農地転用許可について」（ホームページに掲載）に沿って審査を行います。
- ・転用事業者が行う事業内容等から、資材置場の必要性、継続性等を確認し、一時転用により目的が達成できる事案かどうかを検討します。
- ・一時転用により目的が達成できると認める場合は、一時転用の期間は3年以内とし、事業の継続にやむを得ない理由があるときには更新を認めることとします。
- ・一時転用の場合には、「原状回復誓約書」の提出が必要となります。
- ・過去3年間に資材置場として転用許可した土地がある場合は、適正に転用が遂行されているかを確認します。

項目	提出を要する個別書類又は共通書類への記載事項		備考
職業・業種	<ul style="list-style-type: none"> ・個人であれば職業を確認 ・法人であれば定款、寄附行為又は法人登記事項証明書で業種（事業内容）を確認 		申請者の職業・業種（事業内容）との関連性
新設する施設の必要性	<p>次の事項を「事業計画書」に記載</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存施設の廃止、事業拡大など、新たな施設を必要とする具体的な理由 		資材置場を必要とする具体的な理由等の確認
新設する施設の規模	<p>次の事項を「事業計画書」及び「土地利用計画図」に記載</p> <ul style="list-style-type: none"> 資材の品目、規格及び数量 		施設が適正規模であることの確認
既存施設の状況（ある場合のみ）	<p>次のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ○既存施設の写真 ○既存の資材置場の利用状況を確認できる書類 		適正に運営されていることの確認
継続的使用	<p>次のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ○過去3事業年度分の利用実績を確認できる書類 ○資材置場を継続して使用する旨の誓約書 		継続的に使用されることの確認 (一定期間で使用が終了する場合は一時転用とする。)
	貸資材置場	<p>次のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ○貸付先との賃貸借契約書等の写し ○継続的な需要が客観的にわかる書類 	継続的な需要の確認
法令等で必要な申請や届出 ※事前協議時には提出不要（後で提出）	<ul style="list-style-type: none"> ○盛土規制法に関する許可申請書等（県）の写し ○法定外公共物を含む道路や河川等の占用許可申請や加工申請（市） ○「河川保全区域内の行為について」の許可等（県） ○その他法令等で必要な申請や届出に関する書類 ○農振除外の場合は、内定通知の写し (※いずれも、確認が必要な場合に限る。) 		許可申請書の受付時において、事業の施行に関して、必要な行政手続の免許、許可、認可等の処分がされたこと、法令により義務付けられている行政手続との協議が実施されたことの確認

(注) 地域計画の区域・農振農用地区域からの除外に係る農地転用の事前協議において、一時転用により目的が達成できると認める場合は、当該除外の手続は必要ないものとします。